

令和6年第7回辰野町議会定例会会議録（17日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催年月日 令和6年12月18日 午後2時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 13名

1番	古村幹夫	2番	松澤千代子
3番	栗林俊彦	4番	吉澤光雄
5番	牛丸圭也	7番	向山光
8番	樋口博美	9番	高木智香
10番	林政美	11番	本田光陽
12番	小林テル子	13番	津谷彰
14番	舟橋秀仁		

5. 会議事項

- 日程第1 議案第2号 令和6年度辰野町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第2 議案第4号 令和6年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第5号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第5 追加提出議案の審議について
- 議案第6号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 令和6年度辰野町一般会計補正予算（第13号）
- 議案第9号 令和6年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第10号 令和6年度辰野町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第11号 令和6年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 令和6年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議員提出議案の審議について
- 発議第1号 辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第 2 号 辰野町議会会議規則の一部を改正する規則について

発議第 3 号 緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の拡充を求める意見書の提出について

発議第 4 号 脱炭素化推進事業債の事業期間延長を求める意見書の提出について

発議第 5 号 所得税制度の見直しに関する十分な議論と地方財政への配慮を求める意見書の提出について

日程第 7 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第 8 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	D X 推進担当課長	赤 羽 謙 一
住民税務課長	桑 原 高 広	保健福祉課長	竹 村 智 博
子育て応援課長	高 倉 健一郎	産業振興課長	岡 田 圭 助
事業者支援課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	熊 谷 健 司
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	小 澤 靖 一
学びの支援課長	福 島 永	辰野病院事務長	桑 原 さゆり

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長	小 林 志 帆

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 1 番	古 村 幹 夫
議席 第 2 番	松 澤 千代子

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

皆さんこんにちは。本日定例会最終日となります。よろしくお願いいたします。定足数に達しておりますので、令和 6 年第 7 回定例会、第 17 日目の会議は成立いたし

ました。欠席の届けですが小澤睦美議員より提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第2号、令和6年度辰野町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤（4番）

議案第2号、一般会計補正予算（12号）質問があります。2点です。1つは16ページ、歳出で0213事業、危機管理防災事業の委託料、緊急情報メール配信サービス構築業務委託料、この内容についてご説明ください。2点目は、18ページ0405事業、診療所事業の町立辰野病院補助金1億2,000万円の増額補正に関する件です。このことにつきましては、収入に関わる部分と運営に関わる部分で合計4点質問があります。最初に収入にかかる部分の2点の質問をさせていただきたいと思います。

○議 長

吉澤議員、最初に最初の質問でいいですかね、一旦そこで区切らせていただきまして。

○吉 澤（4番）

はい。

○総務課長

それでは、16ページの危機管理防災事業の緊急情報メール配信サービス構築業務委託料の内容についてお答えいたします。町のメール配信サービス、防災メールについて現行システムから新システムに移行するための初期設定、データ移行等の構築業務にかかる委託料であります。現在のサービスは来年3月末までの契約となっておりますけれども、令和7年6月にサービスの提供の終了が予定されております。移行作業には3箇月程度かかるということでございますので、今回補正予算を計上しまして年明け早々準備に着手、年度内に準備を完了してスムーズな移行を図りたいというものでございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○吉 澤（4番）

議案集18ページの町立辰野病院1億2,000万円の増額補正の関係です。これのま

ず、町への収入にかかる部分について2点質問します。総務省通知による繰出基準という金額があるようです。今年3月に策定された辰野病院経営強化プラン、これの21ページにも詳しく出ていますが、赤字でも公立病院としてやらざるを得ない部分の赤字の経費の全部または一部について積み上げて、その金額を繰り出しの基準としなさいというものだそうですが、これは辰野町の場合はいくらになるのでしょうか。これが1点です。2点目、これとも関係すると思うんですが辰野病院を設置維持しているということに対して、国からの財政措置があるというふうに聞いております。これが何がいくらぐらいあるのか、この2点をお答えいただきたいと思います。

○辰野病院事務長

はい。では、繰り出し基準についてお答えいたします。繰り出し基準額につきましては算定したところ、5億2,140万円、令和6年度は5億2,140万円となっております。辰野病院の繰入金につきましては当初4億、補正にて1億2,000万、合計5億2,000万となるわけですが、こちらにつきましては基準内での繰入金となります。よろしく願いいたします。

○まちづくり政策課長

それでは私の方から国からの財政措置というところがございますので、普通交付税とですねそれから特別交付税につきましてお話をさせていただきます。令和5年度の普通交付税につきましては、保健衛生費の中で基準財政需要額として見込まれる数値というものがございます。そちらにつきましては3億3,122万6,000円でございます。また特別交付税こちらにつきましては、交付額ということで実際にですね国の方から交付されるものになりますが、こちらは令和5年度につきましては1億1,516万5,000円ございました。ちなみに令和4年度は普通交付税の基準財政需要額は3億3,475万2,000円、特別交付税は1億2,016万3,000円ございました。以上であります。

○吉 澤（4番）

次に運営改善に関わる部分です。辰野病院のことについては町民の関心、私たちの関心も高いわけですが、今回、本議会ではこの場でしか議論ができませんので、ちょっと何点か質問させていただきます。辰野病院の運営を町内の有識者を含めて検討する組織として、病院運営委員会が設けられています。これは年何回ぐらい開催されていますでしょうか。2点目、今回、急速に経営が悪化しているの提案なわけですが

ども、病院の経営状況を病院内の全職員で共有する、そういうことはどのような形で行われていますでしょうか。2点お答えください。

○辰野病院事務長

はい。では、病院の運営委員会についてご説明いたします。病院の運営委員会につきましては、例年8月と2月の2回開催をしております。8月は主に決算について、2月は予算案についてが主な協議内容となっております。今年度はご承知のとおり当院の経営状況が悪く、町から1億2,000万円の繰入金の増額補正をお願いしなければならない状況となりましたので、11月28日の日に臨時運営委員会の方を開催し、運営状況についてご報告の方をさせていただきました。また議会からは舟橋議長また福祉教育常任委員長の小林町議の方にご出席の方をいただいております。次に経営状況について職員の周知でございますけれども、病院の方では毎月、月末に各部署の代表者が出席する院内代表者会議というのを開催しております。その中で病院の経営状況について報告をしております。そこで経費削減ですとか時間外の抑制などもお願いし、またその会議の内容については議事録として各部署へ配布し周知をしているところです。

○吉 澤（4番）

今の関連で1点目の病院運営委員会ですけれども、これには町長以下理事者側ではどなたか出席されていますでしょうか。

○辰野病院事務長

町長が出席しております。

○議 長

よろしいですか。ほかにございませんか。

○吉 澤（4番）

本補正に賛成する立場で特に辰野病院への繰り出しについて、賛成する立場ですが意見を述べさせていただきたいと思います。辰野病院は町の医療に欠かせない大事な病院、コロナの対応でも大変重要な役割を果たしてきたことは記憶に新しいところです。またこの間、経営改善も進めて繰入金も1億円ほど減らしてきている、実績も上げてきています。しかしここで急速に経営が悪化して、今回の提案になっていると理解しています。この状況は辰野病院だけじゃなくて、今、全国的に医療法人の4分の1が赤字だそうです。公立病院はもっとひどくてですね。県立病院含めて経営悪化は特に

深刻だと言われてます。この背景には国の医療政策の問題があると私は思います。診療報酬が物価高、人件費増に全く追いつかなかった。特に今年の春の改定が中小病院には厳しい内容であったこと、また世界的に見ても医者が少ない日本において、さらにこの医者を抑制する政策をとってきている、医者不足が改善されない、これらの政策の転換を国に求めていく必要があると私は考えます。と同時に今回の赤字とその対応には大きな金額なんですけども、やむを得ないと私は思うのですが、これを機会に病院経営をさらに良くしていくと、弱点を改善していくという取り組みを求めたいと思うわけです。やむを得ないと思うのは先ほど言いましたように、国が言っている繰入基準内の金額でありますし、それにしかも特別交付税と普通交付税で国から一定の財政措置もあるからということでもあります。改善を求めたいことを私3点提案したいと思います。1点、町民や利用者目線での点検や改善をさらに強めていただきたい。先ほどお聞きした病院運営委員会の開催回数は、もっと増やすことを検討されてはいいかがでしょうか。2点目、また、利用者目線で定期的に病院の環境や接遇や医師と看護師等の対応について意見を求める、そういう組織や機会を作ることも検討することはいかがでしょうか。大きな2点目、私は辰野病院について本当に助かった、良かったという経験もありますし、そういう声も聞きますがまた、なかなか強烈な苦情、提案、苦情もお聞きするわけです。その都度できるだけお伝えしてますけども、これらの苦情は宝と捉えていただいて積極的に対応していただきたい。3点目は、病院の経営・運営は本当に専門的な難しいことだと感じるわけです。この病院経営強化プランを改めて見直しましたが、多岐にわたって本当に大きな課題があり関連もして、しかもさっき言ったように、辰野病院だけじゃなくて、中小病院の経営がみんな厳しい状況に置かれてる中で頑張っていかなきゃいけないわけで、本当に経験も知識もその他の力量も求められると思います。ですから、役場の中の定時的な人事異動とは区別して、病院経営運営の専門職を育成して配置していくという配慮と対応が必要ではないかと、また良い人材が求められるのであれば、また必要であればそういう専門職を雇用していくということも考えていただきたいと思うわけです。以上3点、要望を申し上げまして、本補正予算には賛成するという答弁をさせていただきます。以上です。

○議長

はい。ここで質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号、令和6年度辰野

町一般会計補正予算（第 12 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は原案のとおり可決されました。日程第 2、議案第 4 号、令和 6 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 4 号、令和 6 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。日程第 3、議案第 5 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（古村）

本定例会初日、当委員会に付託されました議案第 5 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について審査結果を報告します。12 月 12 日午前 9 時から委員全員が出席し、担当課職員の出席のもと慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告します。この議案は辰野町食の健康拠点施設、辰野町滞在型農園施設、辰野町交流促進施設、辰野町世代間交流施設の指定管理者を指定するにあたり、議会の議決を求められたものです。冒頭で総務課長が公の施設の指定管理者制度の目的について説明し、民間のアイデアとノウハウを活かした効率的な施設運営を目指すことを説明しました。担当職員からは、選定プロセスの経過について 5 月から 12 月までの詳細なタイムラインが説明されました。辰野町食の健康拠点施設、辰野町滞在型農園施設、辰野町交流促進施設については、あり方検討委員会からの提言を考慮し、選定にあたったことが報告されました。また、辰野町世代間交流施設については、その特殊性から非公募によ

る選定が行われ、現指定管理者の継続とすることが報告されました。選定委員会と審査会による評価プロセスでは、書類審査やプレゼンテーションを通じて応募者の適格性や提案内容が慎重に検討され、施設の管理運営における収支計画、人員体制、サービス向上への取り組みなどが重点的に議論された旨の説明がありました。なお、選定は辰野町指定管理者候補者選定審査会と辰野町公の施設の指定管理者選定委員会の委員により行われ、候補者の最終選定は選定審査会と選定委員会の合同会議により行われたことが報告されました。続いて、それぞれの施設ごとの指定管理者について審査を実施しました。辰野町世代間交流施設については経過説明のとおり公募によらないものとし、応募者は世界昆虫館、指定期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間、指定管理料は年間 100 万円との説明を受けました。主な質疑では、世界昆虫館の運営体制はどうなっているかとの質問に対し、現在は創設者の奥様と息子さんが中心となって運営しており、特に展示標本の管理や教育プログラムの実施に力を入れているとの答弁でした。標本の所有者はどのようなになっているかとの質問に対し、所有者はすべて世界昆虫館との答弁でした。開館日と来場者数はどのようなになっているかとの質問に対し、令和 5 年度の開館日が 96 日、入館者数が 1,954 人との答弁でした。辰野町食の健康拠点施設、辰野町滞在型農園施設、辰野町交流促進施設の指定管理者の指定については、それぞれの施設の指定管理者を有限会社共和堂とし、指定管理期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理料は令和 7 年度が 3,600 万円、令和 8 年度が 3,500 万円、令和 9 年度が 3,450 万円、令和 10 年度が 3,400 万円、令和 11 年度が 3,300 万円と段階的に減額されるとの報告がありました。選定プロセスにおける A 社有限会社共和堂と、B 社の 2 社によるプレゼンテーションの評価についての説明では、有限会社共和堂は現在の指定管理者であり、地域や地元団体との連携、農業関係者との協力、新商品開発、SDGs 活動などの具体的な提案があったと報告されました。一方 B 社は 4 社による共同企業体として応募し、サービス業の経験を活かした提案を行いましたが、具体的な説明が不足していると選考過程で評価されたとの説明がありました。指定管理料については、A 社が令和 7 年度から 11 年度まで段階的に減額する提案を行い、B 社は一定額を提示しました。また、施設の修繕計画や経費の詳細、運営状況の報告方法についても検討され、最終的に有限会社共和堂が候補者として選定されることが、合同会議で決定されたとの説明でした。選定過程における質疑では、かやぶきの館等 3 施設の指定管理料の設定基準はど

のようになっているかとの質問に対し、現在の町の財政負担の維持を基本としながら、物価上昇等も加味して設定している。専門家からは、施設規模から見て最低でも 3,000 万円以上必要との意見もあったとの説明がありました。選定プロセスでの評価方法はどのようになっているかとの質問に対し、12 名の委員による評価で 6 段階評価を行い、総合点の 60% を最低基準としている。評価項目には運営方針、収支計画、サービス向上への取り組みなどが含まれているとの説明でした。修繕費の計画はどうなっているかとの質問に対し、令和 7 年度以降は年間約 350 万円を計画している。これは施設の老朽化に対応するための計画的な修繕を見込んでいるとの答弁でした。指定管理料が定額であった B 社の評価が低かった理由はとの質問に対し、仕様書で示された地域や町民との関わり、企業との協力、地域農業や食材の活用についての具体的な説明が大きく不足していたためと答弁がありました。なお、現行の指定管理者が今後も運営を継続していくことにより、運営状況に対する住民の注目度はさらに高まると思われ、これまで以上に厳しいチェック体制が必要であるとの意見があり、それに対して、四半期ごとの状況確認や定期的な運営状況の確認を行い、基本協定書に基づいて管理していきたいとの回答がありました。また、指定管理者はここ数年間、町民の利用が減少している状況を重く受け止め、更なる利用者数向上に向けた取り組みを求めるとする意見が出されたほか、今回示された提案が本当に形になり、より良い施設運営がなされることを期待するとの意見が出されました。採決の結果、全員の賛成となり、議案第 5 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定については可決すべきものと決しました。以上、議案第 5 号に対する委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 5 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、請願陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会へ付託となりました、陳情第 18 号、価格による入札方式における失格基準価格の引き上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定について陳情書、陳情第 19 号、2000 年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充について陳情書、陳情第 20 号、建築士事務所賠償責任保険への加入について陳情書、以上 3 件について、総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員会（古村）

本定例会初日に当委員会に付託されました、請願陳情審査結果を報告します。12 月 12 日午後 1 時から、談話室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。なお、今回の陳情が町の事業者選定制度と助成制度に関する内容であることから、まちづくり政策課、建設水道課の担当職員にも出席を求め、町の現状について説明を受けました。以下、その概要を報告いたします。陳情第 18 号から 20 号まで提出者はいずれも一般社団法人長野県建築士事務所協会会長、伊藤公績氏、並びに同上伊那支部、宮下治氏です。陳情第 18 号、価格による入札方式に偏らない方式における適正価格の設定について、この陳情は、建築物の設計・工事監理業務の設計者選定の際に、価格競争による入札方式で設計者の選定を行う場合には、適正な価格による失格基準価格を 90%以上に設定することと、建築物の内容などに応じ必要な場合には、プロポーザル方式、設計協議方式、支出評価方式を採用することなどを地方公共団体に求めるものです。辰野町では 85%から 90%の範囲で応札者数や価格によって変動する最低限価格制度を採用しており、失格基準価格制度は導入していないことや、事業の内容に応じてプロポーザル方式を採用しており、提案内容を考慮した選定を行っていることが担当課職員から説明されました。質疑、討論では、品質確保という視点に立つと提出者の求める意図が理解できるが、辰野町の入札制度にそぐわないため趣旨採択とすべきという意見のほか、陳情内容は辰野町の現状を理解しているとは言えず、不採択とすべきとの意見が出されました。継続審査とすべきとの意見があったため、まず継続審査についての採決の結果、賛成 1、反対 5 となりました。続いて、趣旨採択についての採決の結果、賛成 4、反対 2 となり趣旨採択とすべきと決しました。陳情第 19 号、2000 年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充について。この陳情は、旧耐震基準の木造住宅の耐震化促進に加え、2000

年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅の耐震化促進のため、助成制度を創設・拡充することを求めるものです。辰野町では昭和 56 年、1981 年以前の建築物を対象に、工事費用の 80%、上限 100 万円の補助を実施していることと、県からさらに 50 万円の上乗せがあることのほか、辰野町の利用状況などの説明を町担当職員から受けました。質疑、討論では耐震化の補助を増やすということは大切なことであるが、町単独で実施できる事業ではなく、趣旨採択とすべきという意見などのほか、陳情で求められている内容を本当に町が進められるかどうかということ考えたとき、今の状況では難しいことを踏まえ、採択できるかどうかをしっかりと示すべきとして、不採択とすべきとする意見が出されました。趣旨採択についての採決の結果、賛成 5、反対 1 となり、趣旨採択とすべきと決しました。陳情第 20 号、建築士事務所賠償責任保険への加入について。この陳情は建築物の設計・工事監理業務の設計者設定に際して、賠償責任保険に加入している事務所への配慮を求めるものです。辰野町では現状特別な対応は行っていません。質疑、討論では、消費者保護という観点では必要と考えるが、入札参加資格とするには課題が多いとして、趣旨採択とすべきとの意見が出されたほか、建築士法においてはあくまで努力義務とされており、一律これを参加資格としてしまうと、町の事業者には悪影響として不採択とすべきとの意見が出されました。趣旨採択についての採決の結果、賛成 5、反対 1 となり、趣旨採択とすべきと決しました。以上、陳情第 18、19、20 号に対する総務産業常任委員会の審査結果を報告しました。

○議 長

ただ今の委員長報告に対し、はじめに陳情第 18 号、価格による入札方式における失格基準価格の引き上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定について陳情書について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 18 号、価格による入札方式における失格基準価格の引き上げと入札方式に偏らない方式における適正価格の設定について陳

情書を採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 11 名)

○議 長

お座りください。起立多数です。よって、陳情第 18 号は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第 19 号、2000 年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充について陳情書について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 19 号、2000 年基準前の新耐震基準で建てられた木造住宅を加えた耐震化助成制度の創設・拡充について陳情書を採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 12 名)

○議 長

全員起立です。よって陳情第 19 号は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第 20 号、建築士事務所賠償責任保険への加入について陳情書について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 20 号、建築士事務所賠償責任保険への加入について陳情書を採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいた

します。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 12 名)

○議長

全員起立です。よって陳情第 20 号は委員長報告のとおり決しました。日程第 5、追加提出議案の審議について、議案第 6 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 7 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上、2 議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

はじめに議案第 6 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。令和 6 年 8 月 8 日に出された令和 6 年人事院勧告を受け、職員の給与・手当等の改正を行うものであります。新旧対照表 1 ページをご覧ください。第 26 条、期末手当の 12 月支給分について、基礎額に乘じる率を一般職は 100 分の 127.5、管理職は 100 分の 107.5 に改め、1 ページから 2 ページにわたります第 29 条、勤勉手当の 12 月支給分の基礎額に乘じる率を、一般職は 100 分の 107.5、管理職は 100 分の 127.5 に改め、職員の期末勤勉手当合わせて年間 0.10 月分引き上げます。2 ページから 3 ページにわたります。第 31 条、寒冷地手当の月額を世帯主で扶養親族のいる職員は 1 万 9,800 円、世帯主で扶養親族のいない職員は 1 万 1,400 円に、その他の職員は 8,200 円にそれぞれ改め引き上げとするものであります。議案資料の 2 ページ、別表第 1 の給料表の改正でございますが、初任給を始め若年層に重点を置き、平均改定率 3.0%の引き上げを行うものであります。本条例は、公布の日から施行し令和 6 年 4 月 1 日から適用いたします。続きまして議案第 7 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。こちら人事院勧告に準じ、町議会議員と常勤の特別職の期末手当の率を改正するものであります。新旧対照表をご覧くださいと思います。1 ページと 2 ページでございますが、第 1 条の議員報酬それから第 2 条の常勤の特別職、町長、副町長、教育長がこれに当たりますが、これらの給与をともに 12 月に支給す

る期末手当の基礎額に乗じる率について、100 分の 180 に改め年間 0.10 月分引き上げます。本条例は公布の日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用します。なお、今回の人事院勧告では、一般職、特別職の給与、議員報酬ともに、令和 7 年 4 月 1 日から適用する改正等も示されておりますけれども、それらに関する議案については、会計年度任用職員に係る条例の一部改正案とともに、来年 3 月の議会定例会に上程させていただく予定であります。以上、一括して提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより 2 議案一括で質疑、討論を行います。ございませんか。

○吉 澤（4 番）

提案には賛成の立場で意見を述べさせていただきます。いわゆる人事院勧告、従業員 50 人以上の民間企業の労働者の賃金手当を調べて、官民格差がある場合その是正を勧告した、それに基づいての今回の給与手当の改正であり、今までも従っていますし従うべきだと思います。ただ一点、残念な点があるわけです。それは会計年度任用職員の給与手当の改正については、遡及適用を見送られてるということです。今までもそうでしたけれども、一般質問でも私言いましたが調べてみましたところ、令和 5 年 12 月には総務省から会計年度任用職員の手当についても、一般職員に準じてやりなさいという通知が出ており、また今年 11 月には総務副大臣名で、遡及適用の扱いを含めて会計年度任用職員も正規職員に準じてやるようにという文書が出ており、同じく今年 11 月には総務省から財源についても、一定の措置をしているという通知が出ております。町のやりくりが楽ではないということは理解するわけですが、職員のほぼ半数を占める大事な仕事を担っていただいている会計職員であります。ですから来年度以降は、このように一般職等が遡及適用で改善される場合には、会計年度任用職員にも遡及適用していただきますように、ご検討いただきたいという要望を加えさせていただいて賛成とします。以上です。

○議 長

ほかにごございませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。はじめに議案第 6 号、辰野町一般職の職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は原案のとおり可決されました。次に議案 7 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号は原案のとおり可決されました。議案第 8 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 13 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

はい。令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 13 号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、人事院勧告と人事異動等にかかる人件費を追加するものであります。補正総額は 3,972 万 4,000 円の追加で、予算総額は 103 億 8,010 万 9,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては繰越金の追加であります。歳出につきましては人事院勧告と人事異動による人件費の調整、民生費で辰野町介護保険特別会計の人件費補正に伴う繰出金の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明致させていただきますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 8 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 13 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。次に議案第9号、令和6年度辰野町上水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第9号、令和6年度辰野町上水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。恐れ入りますが、先に訂正をお願いいたします。お手元に配布させていただきました正誤表のとおり、8ページ中の(2)初任給の額につきまして訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。それでは、提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。今回の補正予算は令和6年8月8日になされた本年の人事院勧告を受け、職員の給与手当等の改正と固定資産台帳更新に伴う委託料を増額するものであります。収益的収入及び支出です。支出を223万8,000円を追加し、事業費を4億7,334万5,000円に改めるものです。3ページをご覧ください。収益的収入及び支出では、上水道事業費用支出の1営業費用223万8,000円を増額するものです。内訳としまして、支出では固定資産台帳更新業務委託料120万円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第9号、令和6年度辰野町上水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。議案第10号、令和6年度辰野町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 10 号、令和 6 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。令和 6 年 8 月 8 日になされた本年の人事院勧告を受け、職員の給与手当等の改正、また、汚泥収集運搬処分委託料を増額するものでございます。1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出です。総額の変更はございません。資本的収入及び支出です。支出を 65 万円追加し 12 億 1,659 万 2,000 円に改めるものです。3 ページをご覧ください。収益的収入及び支出では、下水道事業費用支出の 1 営業費用の 2 処理場費用 326 万 2,000 円を増額し、5 総係費 594 万円を減額、4 予備費を 267 万 8,000 円を増額するものでございます。資本的収入及び支出では、下水道事業資本的支出の 4 事務費 65 万円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 10 号、令和 6 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 意義なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。次に議案第 11 号、令和 6 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 11 号、令和 6 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、会計年度任用職員の給与費の不足額、人事異動、人事院勧告による給与関連の補正が主なものでございます。1 ページをご覧ください。収益的支出の病院事業費用に 1,762 万 2,000 円を追加、総額を 24 億 9,020 万 7,000 円とするものでございます。詳細につきましては、3 ページをご覧ください。病院事業費用の医業費用につきましては、会計年度任用職員の給与費の補正でござい

ます。職員数は当初見込みより減となりましたが、令和５年度と比較しました賃金の平均伸び率を上回る職員が多く、当初の予算額よりも少なかったため補正するものです。また、給与費が不足するため補正するものです。訪問看護事業費用につきましては、人事院勧告及び職員の異動等により給与費の補正でございます。居宅介護支援事業費用につきましては、人事院勧告による給与費の補正でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

○吉 澤（４番）

合計、人件費の伸び等で１,７００万円収益的支出を増やすという補正ですが、先ほど一般会計からの繰り出しで１億２,０００万円繰り出しを増やしたわけですが、この１億２,０００万円の繰り出しの中で、今回のこの人件費の増は賄えると、そういう見込みでの予算計上なのでしょうか、お答えください。

○辰野病院事務長

お見込みのとおりでございます。

○議 長

よろしいですか。ほかにございませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第１１号、令和６年度町立辰野病院事業会計補正予算（第２号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第１１号は原案のとおり可決されました。次に議案第１２号、令和６年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第１２号、令和６年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第２号）の提案理由をご説明申し上げます。１ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ 436 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 1,688 万 8,000 円とするものでございます。6 ページをご覧ください。歳入の国庫補助金の 267 万 2,000 円の増額、7 ページの県補助金の 133 万 6,000 円の増額、8 ページの一般会計繰入金の 35 万 7,000 円の増額につきましては、歳出の人件費の増額に伴い、国、県、町のそれぞれの財源負担割合に応じて予算額を増額するものでございます。9 ページをご覧ください。歳出の一般管理費は、職員の人事異動と人事院勧告に伴い人件費の調整を行い、97 万 9,000 円減額するものです。10 ページの包括的支援事業・任意事業費は、先ほどの一般管理費と同じく職員の人事異動と人事院勧告に伴い人件費を 694 万 1,000 円増額するものでございます。11 ページの予備費は 159 万 7,000 円減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第 12 号、令和 6 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。日程第 6、議員提出議案の審議についてを議題といたします。発議第 1 号、辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第 2 号、辰野町議会会議規則の一部を改正する規則についてを一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 1 号、第 2 号 朗読)

○議長

ここで提出者であります松澤千代子議員より趣旨説明を求めます。

○松澤（2 番）

それでは発議第 1 号、辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理

由を申し上げます。今回の改正は、議会にかかる手続きのオンライン化などを内容とする地方自治法の改正に伴い、標準町村議会委員会条例が改正されたことから、同様に改正を行うものであります。内容としてオンラインによる委員会への出席を可能とする要件に育児・介護等の理由により委員会の開催場所への参集が困難とされる場合を加える改正、また委員会に関する諸手続きについて、オンラインによる方法に関する規定を加える改正などのほかに、国民健康保険税の所管委員会を福祉教育常任委員会に変更する改正を含み、条例の一部を改正するものであります。施行日は公布の日からといたします。全議員の賛同をいただき、原案可決をいただきますようお願い申し上げます。次に、発議第2号、辰野町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由を申し上げます。発議第1号同様、地方自治法の改正に伴う標準町村議会会議規則の改正により、議会に関する諸手続きのオンライン化を実現・実施するために必要な規定の追加そして改正また議場への携帯品に関しては、議事進行上、持ち込めないとされていたタブレット等機器類の持ち込みについて、現在の社会情勢に合わせた見直しがされ、議会の審議に活用できるよう必要な機器類の持ち込みを可能とする改正など、円滑な議会DX化の推進を主な内容として規則の一部を改正するものです。なお、機器類の使用については別に基準を設け運用いたします。施行日は公布の日からです。全議員の賛同をいただき、原案可決いただきますようお願いし提案理由といたします。

○議長

これより2議案を一括で質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。はじめに発議第1号、辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。次に、発議第2号、辰野町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。次に、発議第 3 号、緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の拡充を求める意見書の提出について、発議第 4 号、脱炭素化推進事業債の事業期間延長を求める意見書の提出について、発議第 5 号、所得税制度の見直しに関する十分な議論と地方財政への配慮を求める意見書の提出について、以上 3 件を一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 3 号、第 4 号、第 5 号 朗読)

○議 長

ここで提出者であります古村幹夫議員より提案理由を求めます。

○古 村 (1 番)

発議第 3 号から第 5 号までの提案理由を述べさせていただきます。発議第 3 号、緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の拡充を求める意見書、令和 6 年能登半島地震を始め、近年激甚化する自然災害により全国各地で甚大な被害が発生しており、地方自治体における防災・減災対策の重要性がますます高まっている。辰野町においても、平成 18 年豪雨や令和 3 年の大雨により甚大な被害が発生したほか、今後、南海トラフ地震を始めとした大規模地震による災害発生が懸念されている。このような状況下、住民の生命と財産を守るため国土強靱化に向けた取り組みが急務と考える。辰野町でも様々な防災対策に取り組んできたが、財政状況は厳しい状況であり必要となる財源の確保が大きな課題となっている。緊急防災・減災事業債は、地方債の充当率が 100%、そのうちの元利償還金の 70%が地方交付税措置とされており、辰野町にとって非常に重要な財源である。辰野町においてはこれまでに指定避難所の空調設備や耐震性防火水槽などにより、住民の安全・安心に大きく貢献してきた。しかし、令和 7 年度までの時限措置となっているため、制度終了は今後の防災対策にとって大きな不安材料である。ついては、地方公共団体が引き続き防災・減災対策に積極に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の令和 8 年度以降の継続とともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすることを求めるものである。また、有事の際の防災拠点となる公共施設の建て替えなどを緊急防災・減災事業債の対象事業に含めるなど、財政的な支援を拡充することを求め、関係機関に意見書を提出したいと考える。続い

て、発議第4号、脱炭素化推進事業債の事業期間延長を求める意見書についての提案理由を説明いたします。我が国では2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言した。辰野町においても、令和6年1月13日にゼロカーボンシティ宣言を行うとともに、世界首長誓約に署名を行い地球温暖化を防止するために様々な取り組みを始めている。令和5年度から地方公共団体が脱炭素化の取り組みを計画的に実施できるよう、地方財政措置として新たに脱炭素化推進事業債が創設され、再生可能エネルギー設備等の整備、公共設備を省エネルギー基準に適合させる改修、LED照明導入などの事業に対する交付税措置が行われている。しかし、事業期間は令和7年度までとなっており、脱炭素に関する交付金等の採択率は年々低くなり、人口減少や物価高騰などにより自治体の財政状況も非常に厳しい中、期間内に完了できる事業は極めて限定的である。ついては、地方公共団体が引き続き地球温暖化防止に積極的に取り組めるよう、脱炭素化推進事業債の事業期間延長を求め、関係機関に意見書を提出したいと考える。続いて、発議第5号、提案理由を申し上げます。

所得税制度において、基礎的控除額や社会保険加入要件の限度額があり、収入額がその金額を超えることによって、税や社会保険料の負担が生ずることから年収の壁と言われ、減収を懸念するパート等の短時間労働者の働き控えに繋がっており、中小企業を中心とした人手不足も深刻な状況となっている。このため、所得税制度の見直しによる年収の壁の見直しを早急に行うことが求められており、国においても国民の所得の向上と人手不足の解消のための議論が進められている。所得税等の基礎的控除額の引き上げを行う場合、それは地方公共団体における主要な財源である住民税にも及び、両税の制度の見直しによる税収減は国全体で約7から8兆円、そのうち住民税では約4兆円に及ぶと言われている。また、地方交付税はその財源として、所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税の国税5税が充てられており、そのうちの所得税にあってはその33.1%が地方交付税に充てられている。このことから地方公共団体における重要な自主財源である地方交付税も減少する可能性がある。これらのことから地方公共団体の歳入額が大きく減少し、地方財政の悪化や行政サービスの低下等が懸念されており、地方財政に対する十分な配慮が求められる。現在検討されている所得税制度の見直しは臨時的なものではないことから、地方財政への配慮については、国による恒久的財源による補填を行う必要がある。ついては、年収の壁見直しのための所得税制

度の見直しに際して、地方公共団体の財源確保が十分に行われることを求めるための意見書を提出したい。以上であります。発議第 3 号、第 4 号、第 5 号ともに、町の歳入に関する重要な内容でございます。どうぞ皆様のご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより 3 議案を一括で質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。はじめに発議第 3 号、緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 12 名)

○議 長

全員起立です。よって、発議第 3 号は可決されました。次に発議第 4 号、脱炭素化推進事業債の事業期間延長を求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 12 名)

○議 長

全員起立です。よって発議第 4 号は可決されました。次に、発議第 5 号、所得税制度の見直しに関する十分な議論と地方財政への配慮を求める意見書の提出についてを採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 12 名)

○議 長

全員起立です。よって発議第 5 号は可決されました。日程第 7、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規定により、各委員長申し出のと

おり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第8、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第100条第13項及び辰野町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり議員派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。以上で本定例会の日程はすべて終了いたしました。ここで町長からの挨拶を受けます。

○町長

12月2日に開会いたしました第7回辰野町議会定例会にご提案申し上げた追加議案を含め12議案すべてを、原案どおり可決いただき感謝申し上げます。また一般質問では、産業、保健福祉、医療、教育、防災、自治組織、防災団体等の運営、公共交通など幅広い分野で質問をいただきました。ご意見ご提案等を今後の町政に活かしてまいります。なお今回配布させていただいた資料の一部に不備があり、大変申し訳ありませんでした。改めて庁内のチェック体制を強化してまいります。さて今年も残りわずかとなりました。昨年の12月定例会閉会の挨拶では、全国市区町村の中で唯一干支の辰の字を使う辰野町を町内外に強くアピールするとともに、名実とも辰野町の年であったと議員各位に認めていただける年にしたいと申し上げましたが、いかがだったでしょうか。振り返ると元日に能登半島地震が発生、大変な被害が出て現在も仮設住宅に暮らす方々がおられます。8月には、南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、まさに緊張感連続の激動の年だったと感じています。その一方で、長年の板沢地区最終処分場建設問題、小野の太陽光発電事業の問題も解決に至りました。議員各位をはじめとする関係者の皆様のご支援ご協力に改めて感謝申し上げます。また、当初辰年、辰野町のアピールを目的に職員がロゴマークを作り、その後、職員の工夫とアイデアで、被災地支援のための辰年缶バッジガチャに進化した取り組みに対しましては、多くの方にご賛同と共感をいただき、12月17日現在1万5,905個の温かいご

支援が集まり、被災地へ義援金としてお送りすることができます。この取り組みは今年 27 日まで継続して行いますので、議員各位におかれましても最後のご協力をお願いいたします。来たる 2025 年、令和 7 年は町が発足 70 周年を迎える節目の年です。平穏で住民の皆さんの笑顔が絶えない年になることを願い、引き続き各事業、業務に全力で取り組んでまいります。議員各位には今年一年、町のため、町民のために大変ご尽力をいただきました。健康に留意され穏やかな良い年をお迎えいただきますようご祈念申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして 12 月 2 日に開会いたしました、令和 6 年第 7 回辰野町議会定例会を閉会といたします。17 日間にわたる長丁場、大変ご苦勞様でした。

10. 散会の時期

12 月 18 日 午後 3 時 26 分 散会

この議事録は、議会事務局長 菅沼由紀、庶務係長 小林志帆の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 1 番

署名議員 2 番